

重要事項説明書

養護老人ホーム健光園

～特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護～

<令和6年8月1日現在>

1 事業者(法人)の概要

事業者名	社会福祉法人健光園
代表者の職名・氏名	理事長 古石隆光
所在地・連絡先	(所在地) 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12 (電話) 075-881-0401 (FAX) 075-882-3410

2 事業所の概要

(1) 事業所名称および事業所番号

事業所名	養護老人ホーム健光園
所在地・連絡先	(所在地) 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12 (電話) 075-881-0403 (FAX) 075-881-0343
事業所番号	2670700034
管理者の氏名	川島淳平
利用定員	40名

(2) 事業の目的

養護老人ホーム健光園に入所している要支援、要介護状態となった方に対して、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練、健康管理、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的として特定施設入居者生活介護サービスおよび介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の運営方針

- ①社会福祉法人健光園の法人理念「生涯地域居住」に基づくとともに、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守します。
- ②ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ご利用者の心身機能の改善や環境整備等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に努め、介護予防が図れるようその目標を設定し、計画的にサービスを提供します。
- ④自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑤明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村

・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

⑥地域住民やその自発的な活動等との連携および協力を行う等、地域との交流に努めます。

(4) 併設事業所

○デイサービスセンター(地域密着型通所介護／総合事業通所型)

定員 1 単位目 10 名 2 単位目 10 名

なお、上記以外に同一敷地内に京都市より委託を受けた「京都市嵯峨地域包括支援センター」があります。

(5) 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室	40室	1人部屋
食堂	2室	
共同生活室	4室	
洗面設備	40室	各居室内に完備
便所	12室	
浴室	4室	個浴槽 2室 大浴場 1室 機械浴 1室
医務室	1室	

※居室の変更について

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(6) 事業所の職員体制

職員の職種	人数
管理者	常勤 1 名
生活相談員	常勤換算法で 1 人以上 うち、1 名以上は常勤の者を配置します。
看護職員	常勤換算法で 1 人以上 うち、1 名以上は常勤の者を配置します。
介護職員	常勤換算法で 1 人以上 うち、1 名以上は常勤の者を配置します。
機能訓練指導員	1 名以上
計画作成担当者	1 名以上

常勤換算法は、4 週間を基本として常勤職員と非常勤職員の勤務時間を合計し、すべてを常勤職員が勤務したと仮定して何人になるかを計算する方法です。

< 職務の内容 >

職種	職務内容
管理者	事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に対して法令を遵守させるために必要な指導を行い、指揮管理します。
生活相談員	ご利用者やご家族からの生活相談への対応を行い、適切なサービスを提供できるよう他サービスとの調整や他機関との連携を行います。
計画作成担当者	ご利用者やご家族等の意向を尊重した特定施設サービス計画または介護

	予防特定施設サービス計画の作成し、実施状況についてのモニタリングや計画の見直し等ケアマネジメントを行います。
介護職員	ご利用者の心身の状況を把握し、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づいて食事・入浴・排せつをはじめご利用者の日常生活の介護や援助を行います。
看護職員	ご利用者の健康チェックを行うことにより健康状態を把握するとともに、かかりつけ医の指示に基づき医療処置を行います。
機能訓練指導員	ご利用者が日常生活を送るために必要な機能の改善または減退を防止するための訓練を行います。

3 ご利用いただける方

養護老人ホーム健光園に入所されている方で、要介護認定において下記のように認定された方が対象となります。

サービス名	対象となる認定
特定施設入居者生活介護サービス	要介護 1～5
介護予防特定施設入居者生活介護サービス	要支援 1・2

* 養護老人ホーム健光園への入所は、65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由により在宅において日常生活を営むことに障害がある方が対象で、お申し込みの受付窓口は京都市内各区役所の保健福祉センターです。

4 サービスの内容

種類	内容
サービス計画の作成および事後評価	<p>○特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画は、ご利用者やご家族等のご希望を踏まえた上で、ご利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標・内容・種類等をまとめたもので、ご利用者やご家族等の同意に基づいて作成します。</p> <p>その他、必要な計画を別途作成することがあります。</p> <p>○計画に沿ってサービスを一定の期間提供した後に結果を評価して、その結果をご利用者やご家族等にご説明するとともに、計画に問題がなければ継続し、必要があれば変更します。</p>
安否確認	定期的な訪問による安否確認を行います。
食事	<p>○栄養やご利用者の嗜好、身体状況を踏まえ、バランスの取れた食事を提供します。</p> <p>○ご利用者に合わせて食事しやすい環境を整えるとともに、食事中の安全に配慮します。</p> <p>《食事時間》</p> <p>朝食： 7時30分から</p> <p>昼食： 12時00分から</p> <p>夕食： 17時30分から</p>
入浴	○ご利用者の身体の状態を観察し、負担に配慮しながら個別浴や機械浴により入浴していただき、身体を清潔に保つとともに新陳代謝や血行の促

	<p>進を図ります。</p> <p>○ご利用者が入浴できないときやその他必要に応じて、足浴や手指浴等の部分浴や清しきを行うことがあります。</p>
排せつ	<p>ご利用者の自尊心に配慮しながら、身体的能力を最大限に生かした排せつ方法を提案し、支援します。</p>
日常生活上の自立へ向けた支援	<p>○日常生活動作そのものを機能訓練ととらえ、ご利用者が現在持たれている能力を生かしながら、生活環境の調整、福祉用具の選定や介助量の調整等を行うことで、能力の維持向上を図ります。</p> <p>○適切な衣服を着ていただく、身だしなみを整えていただく等、ご利用者が生活リズムを整え、清潔で快適な生活が送れるように配慮します。</p>
健康管理	<p>○看護職員が健康管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断 ・ 血圧、体温などの健康チェック <p>○当事業所を協力医療機関の医師等が定期的に訪問しており、ご希望により診察や健康に関する相談の受付を行っています。</p> <p>○医師により医療が必要と判断された場合には、ご利用者やご家族等にも判断していただき、医療機関に引き継ぎます。</p>
教養およびレクリエーション	<p>ご希望によりさまざまな教養を深める活動やレクリエーション等に参加していただけます。</p>
相談および助言	<p>日常生活の中の身体的または精神的なご相談の受付や助言、制度のご紹介等を行います。</p>
要介護認定の申請に係る支援	<p>ご利用者が要介護認定の新規および更新または区分変更の申請を円滑に行えるように支援します。</p>

5 サービスご利用に当たっての留意事項

- (1) サービスご利用時や要介護認定の更新等の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証のご提示をお願いいたします。その他、公費制度を受給されている場合にはご相談ください。
- (2) 介護保険被保険者証に記載された被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間等に変更があった場合や被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 持ち込まれる物品や食品については職員にご相談ください。
- (4) 外出や外泊を希望される際は、職員にお申し出下さい。
- (5) 現金や貴重品はご利用者の責任で管理していただくようお願いいたします。また、他のご利用者との現金や物品、医薬品等のやり取りはご遠慮ください。
- (6) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には弁償していただくことがあります。
- (7) スマートフォン等は、マナーを守ってご使用ください。
- (8) 他のご利用者に身体的または精神的暴力を振るう等の行為や、他のご利用者が不利益を受けたり不快と感じたりするような行為はお止めください。

- (9) 他のご利用者や職員等に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。
- (10) ご家族等の面会は、原則として9時から18時までとしています。ただし、職員体制や感染症の状況等によっては、時間や方法の変更をお願いすることや面会をお断りすることがあります。また、面会時には、面会カードへの記入をお願いいたします。
- (11) 事業所や職員への心づけや贈り物等はお断りしています。

6 ハラスメントの禁止

- (1) ご利用者やご家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなします。
 - ① パワーハラスメント
 - 1) 身体的暴力(叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為)
 - 2) 精神的暴力(大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
 - ② セクシュアルハラスメント(職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為)
 - ③ カスタマーハラスメント(長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為)
 - ④ その他のあらゆるハラスメント行為
- (2) 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消させていただくことがあります。

7 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご利用者またはご家族の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、優先的な診療や入院治療を保障するものではありません。また、診療や入院治療を義務付けるものでもありません。

- 健光園あらしやま診療所 京都市右京区嵯峨柳田町36-5
※医師が当事業所を定期的に訪問しています。
- 社会医療法人健康会京都南病院 京都市下京区西七条南中野町8番地
- 公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院 京都市右京区太秦土本町2-1
- 高島歯科診療所 京都市右京区西院西田町1
※歯科医師等が当事業所を定期的に訪問しています。

8 看取り介護

- (1) ご利用者の意思決定を基本として、ご家族、医療や介護に関わる多くの専門職種で構成するチームにより話し合いを重ね、人生の最終段階における介護について最善の方針を決定していきます。
- (2) ご利用者の尊厳を守りながら、心身の苦痛等をできるだけ緩和し、穏やかに過ごしていただけるようチームで支援します。

9 契約の終了

下記のような場合には、ご利用者と事業所との契約は終了します。

- (1) ご利用者が養護老人ホームを退所された場合
- (2) ご利用者の心身の状況が要介護認定により非該当と判定された場合
- (3) ご利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設へ入所または介護医療院に入院された場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が解散命令を受けた場合や、破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (6) 事業所が介護保険の事業所指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (7) ご利用者やご家族等からサービス利用終了のお申し出があった場合
契約の期間中であっても、次の場合にはご利用者やご家族等からサービス利用の終了や中止を申し出ることができます。その際には、終了や中止を希望される日の7日前までにお申し出ください。
 - ① ご利用者が入院された場合
 - ② 介護保険給付対象外のサービス利用料金の変更に同意できない場合
 - ③ 事業者または職員が正当な理由なく契約に定める特定施設入居者生活介護サービスもしくは介護予防特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
 - ④ 事業者または職員が守秘義務に違反した場合
 - ⑤ 事業者または職員が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑥ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応を取らない場合
- (8) 事業者よりサービス提供の終了を申し出た場合
次の場合には、当事業所よりサービス提供の終了を申し出ることがあります。
 - ① ご利用者やご家族等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告示を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご利用者やご家族等によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ ご利用者やご家族等が故意もしくは重大な過失により、事業所や職員または他のご利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、あるいは著しい不信行為を行うこと等によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10 費用

(1) 介護保険給付対象サービスの費用

- ① 介護保険の適用がある場合は、サービス利用料のうちご利用者の負担割合に応じた額となります。サービス利用料のおおよその目安は別紙のとおりです。

1) 特定施設入居者生活介護の基本料金

名称	内容
特定施設入居者生活介護費	○当事業所は、介護職員の人数を所定の人数以上配置し、計画作成担当者についても人員基準を満たしています。 ○基本料金は、要介護度別に定められています。

2) 介護予防特定施設入居者生活介護の基本料金

名称	内容
介護予防 特定施設入居者生活介護費	○当事業所は、介護職員の人数を所定の人数以上配置し、計画作成担当者についても人員基準を満たしています。 ○基本料金は、要介護度別に定められています。

3) 加算

名称	内容
夜間看護体制加算(Ⅱ) (介護予防は除く)	常勤の看護師1名以上を配置し、看護職員等により24時間連絡が取れる体制を確保しており、重度化した場合における対応に係る指針を定めて入居の際にご利用者またはご家族等に同意を得ている場合に1日に1回加算します。
協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を 常時確保している協力医療 機関と連携している場合)	当事業所の求めに応じて医師または看護職員が相談対応を行う体制や診療を行う体制を確保し、原則として入院を要するご利用者の入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と当事業所が、ご利用者やご家族等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に、ひと月に1回加算します。
口腔・栄養スクリーニング 加算	利用開始時および利用中の6か月ごとに口腔の健康状態が低下している恐れのあるご利用者や低栄養状態となっているご利用者を選び出し、改善に必要な情報を介護支援専門員と共有した場合に都度加算します。
科学的介護推進体制加算	ご利用者のADL値(日常生活動作の評価値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況やその他ご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効にサービスを提供するために必要な情報を活用している場合にひと月に1回加算します。
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症によって要介護となった方を受け入れし、個別に担当者を定めて特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に1日に1回加算します。
退院・退所時連携加算 (介護予防は除く)	病院、診療所を退院または介護老人保健施設、介護医療院を退所して当事業所をご利用いただくに当たって、医療提供施設の職員と面談等を行い、ご利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画を作成した場合に、入居日から30日間や30日を越える医療機関等への入院等の後に再入居した場合に30日間加算します。
退居時情報提供加算	ご利用者が当事業所を退居して医療機関に移られる場合に、ご利用者やご家族等の同意を得て入院先の医療機関に対してご利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、ご利用者1人に1回を限度として加算します
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症にご利用者が感染した場合に相談

	対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染したご利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合にひと月に1回連続する5日を限度として加算します。
看取り介護加算(I) (介護予防は除く)	当事業所では看護職員等からご利用者の主治医に24時間連絡できる体制を確保する等の医療提供体制を整備しており、医師が回復の見込みがないと判断したご利用者について、看取りに関する指針に基づきご利用者やご家族等の同意を得ながら多職種が共同して看取り介護を行った場合にご逝去月に加算します。
サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち介護福祉士の資格を持つ職員の占める割合が70%以上であり、かつ勤続年数10年以上の介護福祉士の資格を持つ職員の割合を25%以上配置し、サービスの質の向上に資する取組を実施している事業所が1日に1回算定する加算で、当事業所はこの基準に適合している事業所です。

4) 減算

以下の要件に該当する場合は基本料金から減算します。

名称	内容
職員の人数が基準に満たない場合の減算	介護職員または看護職員の人数が基準に満たない場合に、ご利用者全員に対して所定の単位数に減算して算定します。
身体拘束廃止未実施減算	緊急やむを得ず身体的拘束を行った際に、身体的拘束適正化のための指針を整備していない、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない等の事実がある場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間、ご利用者全員に対して所定の単位数に減算して算定します。
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられておらず、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない、虐待防止に関する職員研修の担当者を配置していない等の事実がある場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間、ご利用者全員に対して所定の単位数に減算して算定します。
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時でもご利用者に対して可能な限り継続的にサービスを提供し、万一中断しても非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を整備しておらず、感染症や非常災害に必要な措置を講じていない等の事実がある場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間、ご利用者全員に対して所定の単位数に減算して算定します。

5) 介護職員等の処遇改善に係る加算

当事業所は以下の基準を満たしており、基本料金に「2)加算」と「3)減算」を算定した総額に加算します。

名称	内容
介護職員等処遇改善加算(I)	<p>以下の取組を行う事業所が算定する加算です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員等の基本的な待遇や賃金を改善する。 ○職員の経験、所持資格、職位、職責、職務内容に応じた昇給の仕組みを整備する。 ○職員に資質向上のための計画に沿って研修機会を提供する。 ○介護福祉士を一定以上配置し、サービス提供体制強化加算(I)を算定している。 ○入職促進に向けた取組、資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性の向上のための業務改善の取組、やりがい・働きがいの醸成等の職場環境の改善を行う。 ○職場環境の改善に関する取組をホームページ等で公表する。

(2)介護保険給付対象外サービスの費用

その他のサービス利用料金につきましては、別表【その他のサービス利用料金】をご確認ください。

(3)サービス利用料金の減額

養護老人ホーム等保護負担金の介護サービス利用者負担加算	<p>養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用する場合、市区町村が養護老人ホームに支払う保護負担金にご利用者の収入額により決定される費用徴収基準に定める階層区分に応じた金額を加算することにより、ご利用者の負担が軽減される場合があります。軽減には住民票のある市区町村役所への申請が必要です。申請は事業所の生活相談員が代行いたします。</p>
高額介護サービス費	<p>自己負担額(月額)を世帯で合計した額が一定の上限額を超えた場合は、住民票のある市区町村の役所等への申請により超えた額が払い戻されます。</p>

(4)サービス利用料金等のご請求

サービスのご利用料金やその他の費用は、サービスをご利用になった月の1日から月末までを計算期間として、翌月10日以降にご請求します。

1.1 緊急時および事故発生時の対応

(1)サービスの提供中にご利用者の体調が急変した時は、状況に応じて次の対応を行います。

- ①ご利用者のご家族等、救急隊、主治医への連絡
- ②医療機関への受診
- ③原因の解明等、上記①～②以外に必要な措置

(2)サービスの提供中に事故が発生した時は、状況に応じて次の対応を行います。

- ①ご利用者のご家族等、救急隊、主治医への連絡

- ②医療機関への受診
 - ③市区町村への連絡
 - ④原因の解明等、上記①～③以外に必要な措置
- (3)事業者は、サービスの提供に当たって万が一ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者に過失等がないと認められる場合は、この限りではありません。

1 2 虐待の防止と身体的拘束の禁止

(1)虐待の防止

- ①ご利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために、次の措置を講じます。
 - 1)虐待防止のための指針を整備します。
 - 2)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図ります。
 - 3)職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に行います。
 - 4)上記1)～3)の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- ②サービス提供中に当事業所職員・ご家族・ご親族・同居人・成年後見人等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

(2)身体的拘束の禁止

- ①身体的拘束をしないまたは行動制限を最小化するために、次の措置を講じます
 - 1)身体的拘束適正化のための指針を整備します。
 - 2)「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を定期的を開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図ります。
 - 3)職員に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的に行います。
- ②ただし、次の3つの「緊急やむを得ない場合」に該当し、かつそれを事業所全体で確認した場合は行うことがあります。
 - 1)ご利用者やその他の人の生命または身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合
 - 2)行動制限をする以外に代替方法がない場合
 - 3)行動制限が一時的なものである場合
- ③やむを得ず身体的拘束を行う場合は、ご利用者やご家族等に対して事前に緊急やむを得ない理由、様態、時間等をご説明し、できるだけ早期に解除するよう努力します。また、拘束を行った時の様態、時間、ご利用者の状況等を記録し、ご家族等にご報告します。

1 3 感染症対策

- (1)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス(感染性胃腸炎・食中毒)等の感染症がまん延している時期やまん延が予想される時期には、ご利用者には丁寧な手洗いや手指消毒、検温、マスク着用等をお願いいたします。
- (2)面会等の目的で敷地内に入られるご家族等にもご利用者と同様の対応をお願いいたします。また、状況によっては適切な感染防止対策を行った上での面会とさせていただくか、やむを得ず面会中止とさせていただくことがあります。
- (3)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、肺炎球菌感染症等ワクチンがある感染症については、ご利用者やご家族等の同意を得て適切な時期にワクチン接種を行います。

- (4) ご利用者が感染症に感染された場合あるいはその疑いがある場合には、医師の指示の下で適切な検査や処置を行い、所定の期間を居室内でお過ごしいただくか、あるいは必要に応じて入院治療を受けていただきます。
- (5) 事業所内での感染拡大を防ぐため、感染されたご利用者と同一ユニットのご利用者には、医師の指示の下で予防薬を服用していただくことがあります。その他、状況に応じて感染の拡大防止に必要な対策を行います。
- (6) 感染症や食中毒の発生を防止するための措置や発生した場合の事後の措置について、所管の行政機関や医療機関等と密接に連携するとともに、必要に応じて関係する情報を公表します。

1 4 非常災害への対策

- (1) 風水害や地震等の自然災害に対処するための計画と消防計画を定めています。当該計画には、平常時に行う対策や年2回以上定期的に避難や救出等の訓練の実施、ご利用者の安否確認の方法や支援の手順等を盛り込んでいます。
- (2) 火災への防災対策として、火災報知器・スプリンクラー・消火栓等の設備を備えています。
- (3) 平常時から市区町村および自治会や自主防災組織等との良好な関係に努めています。

1 5 業務継続計画

感染症や自然災害などの不測の事態が発生した場合にも、ご利用者や職員の安全を確保するとともに可能な限りサービスを安定的・継続的に提供し、万一中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した「業務継続計画」を定めて次の取組を行っています。

- (1) 担当者をあらかじめ定めておく
- (2) 連絡先を整理してすぐに参照できるようにしておく
- (3) 必要な物資を整理して準備しておく
- (4) 業務の優先順位を整理しておく
- (5) これらを組織で共有して定期的に見直すとともに訓練を実施する

1 6 個人情報保護

事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者やご家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。職員は守秘義務を課されており、雇用契約終了後も同様です。

1 7 記録の整備

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、ご利用者やご家族等からの申し出があった場合には適切な方法により、その情報をご利用者やご家族等に対して提供します。記録は、サービスのご利用が完結した日から5年間事業所内で保管します。

1 8 職員の研修

質の高いサービスを提供するため、全職員を対象に、採用時から計画的かつ継続的に研修を行い、資質の向上を図っています。

19 実習生の受け入れ

当事業所は、資格取得のための実習受け入れ事業所として教育機関等に協力をしています。高齢者福祉に関する教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

20 サービス内容に関する苦情相談窓口

当事業所苦情相談窓口	苦情受付担当者 川島淳平(サブマネージャー) 福原淳子(リーダー) 苦情解決受付責任者 神取浩一(施設長) 苦情解決責任者 神取浩一(施設長) 受付時間 9時～18時 電話 075-881-0403
第三者委員	浅田福子(嵯峨社会福祉協議会会長) 電話 075-871-3226
京都市内各区役所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課	受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時 右京区役所 電話 075-861-1430 京北出張所 電話 075-852-1815 北区役所 電話 075-432-1364 上京区役所 電話 075-441-5106 左京区役所 電話 075-702-1069 中京区役所 電話 075-812-2566 東山区役所 電話 075-561-9187 山科区役所 電話 075-592-3290 下京区役所 電話 075-371-7228 南区役所 電話 075-681-3296 西京区役所 電話 075-381-7638 洛西支所 電話 075-332-9274 伏見区役所 電話 075-611-2278 深草支所 電話 075-642-3603 醍醐支所 電話 075-571-6471
京都府 国民健康保険団体連合会	受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 電話 075-354-9090
京都府 福祉サービス運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会内)	受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 電話 075-252-2152

<別紙>

【サービス利用料金】

(1) 特定施設入居者生活介護

算定項目	要介護度	単位	総額	1割負担		
				保険給付	利用者負担	
基本料金	特定施設入居者生活介護 1	要介護 1	542 単位	5,663 円	5,096 円	567 円
	特定施設入居者生活介護 2	要介護 2	609 単位	6,364 円	5,727 円	637 円
	特定施設入居者生活介護 3	要介護 3	679 単位	7,095 円	6,385 円	710 円
	特定施設入居者生活介護 4	要介護 4	744 単位	7,774 円	6,996 円	778 円
	特定施設入居者生活介護 5	要介護 5	813 単位	8,495 円	7,645 円	850 円

加算

夜間看護体制加算(Ⅱ)	9 単位	94 円	84 円	10 円
協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合)	100 単位	1,045 円	940 円	105 円
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位	209 円	188 円	21 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	418 円	376 円	42 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位	229 円	206 円	23 円

別途かかる費用(状況に応じて加算となります)

若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,254 円	1,128 円	126 円
退院・退所時連携加算	30 単位	313 円	281 円	32 円
退居時情報提供加算	250 単位	2,612 円	2,350 円	262 円
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,508 円	2,257 円	251 円
看取り介護加算(Ⅰ) 1 (死亡日以前 3 日以上 4 5 日以下)	72 単位	752 円	676 円	76 円
看取り介護加算(Ⅰ) 2 (死亡日以前 4 日以上 30 日以下)	144 単位	1,504 円	1,353 円	151 円
看取り介護加算(Ⅰ) 3 (死亡日以前 2 日または 3 日)	680 単位	7,106 円	6,395 円	711 円
看取り介護加算(Ⅰ) 4 (死亡日)	1,280 単位	13,376 円	12,038 円	1,338 円

減算

職員の人数が基準に満たない場合の減算	基本料金の70%に当たる金額を算定
身体拘束廃止未実施減算	基本料金の10%に当たる金額を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%に当たる金額を減算
業務継続計画未策定減算	基本料金の3%に当たる金額を減算

介護職員等の処遇改善に係る加算

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	ご利用総単位数の12.8%に当たる金額を加算
--------------	------------------------

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

算定項目		要介護度	単位	総額 (日額)	1割負担	
					保険給付	利用者負担
基本 料 金	予防特定施設入居者生活介護 1	要支援 1	183 単位	1,912 円	1,720 円	192 円
	予防特定施設入居者生活介護 2	要支援 2	313 単位	3,270 円	2,943 円	327 円

加算

協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合)	100 単位	1,045 円	940 円	105 円
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位	209 円	188 円	21 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	418 円	376 円	42 円
サービス提供体制強化加算(I)	22 単位	229 円	206 円	23 円

別途かかる費用(状況に応じて加算となります)

若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,254 円	1,128 円	126 円
退居時情報提供加算	250 単位	2,612 円	2,350 円	262 円
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,508 円	2,257 円	251 円

減算

職員の人数が基準に満たない場合の減算	基本料金の70%に当たる金額を算定
身体拘束廃止未実施減算	基本料金の10%に当たる金額を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%に当たる金額を減算
業務継続計画未策定減算	基本料金の3%に当たる金額を減算

介護職員等の処遇改善に係る加算

介護職員等処遇改善加算 I	ご利用総単位数の12.8%に当たる金額を加算
---------------	------------------------

【その他のサービス利用料金】

名称	料金
おやつ代	1日当たり 30円から
特別な食事代	実費相当額
理容代・美容代	実費相当額
健康管理の費用	実費相当額
レクリエーションや行事の参加費・材料費	実費相当額
喫茶・売店での飲食・買物の費用	実費相当額
その他日常生活上必要となる諸費用	実費相当額
写真代	実費相当額
郵送料・コピー代	実費相当額